

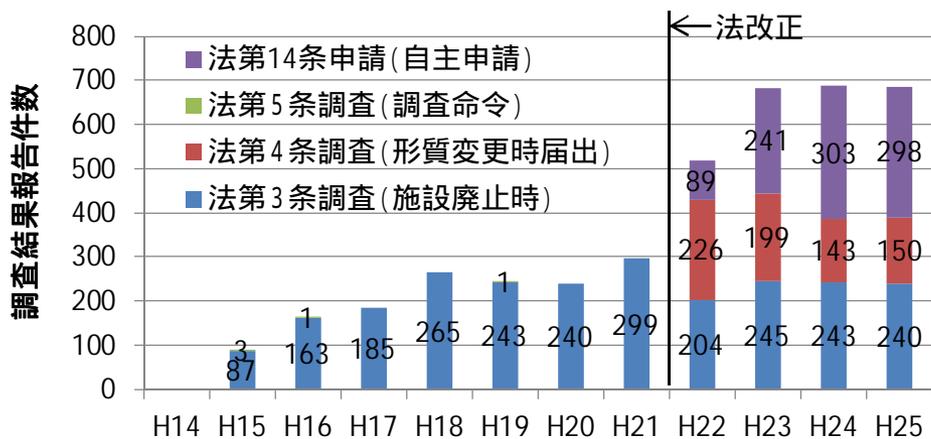


最近の土壤環境行政について

環境省 水・大気環境局 土壤環境課

1. 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査

- 法改正(平成22年度)以降、年間の調査結果報告件数が増加。
平成25年度:688件、累計:4,068件
(法改正により、形質変更届出(4条)と自主申請(14条)が追加されたため)
- 有害物質使用特定施設廃止件数のうち、約2割が調査を実施。その他は一時的免除。
- 形質変更届出件数のうち、約1~2%に調査命令を发出。
- 自主調査による申請件数の全体に占める割合は約4割で、調査報告件数の中で最も多い。



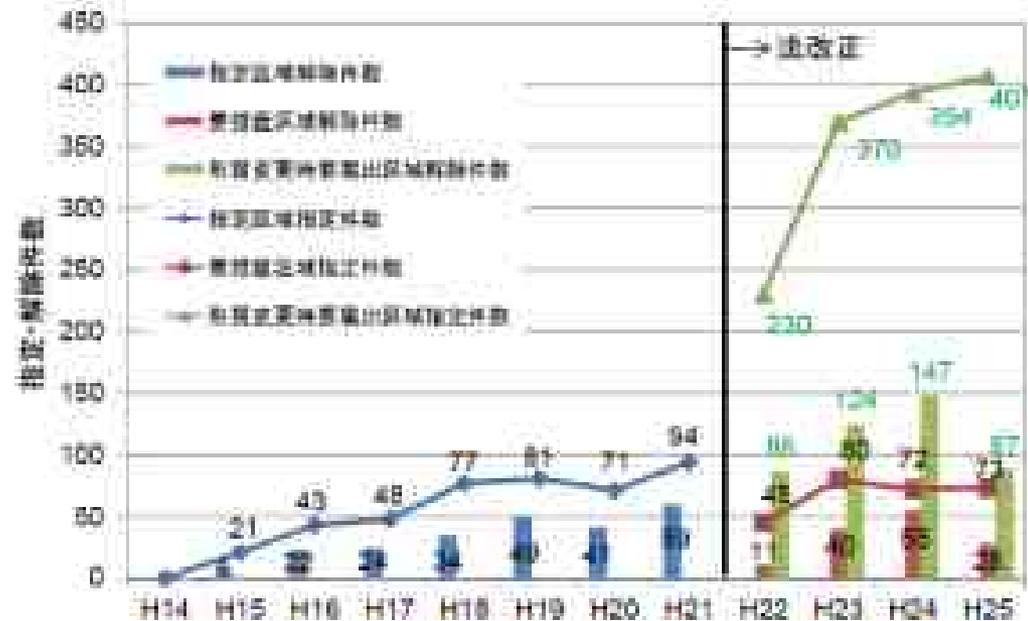
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
法第3条		87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240
法第4条						1			226	199	143	150
法第5条		3	1			1						
法第14条									89	241	303	298
合計	0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	689	688

		H25	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	1,080	10,131
	調査結果報告件数	240	2,414
	一時的免除件数	628	7,841
法第4条	形質変更届出件数	10,848	41,137
	調査命令件数	142	718
	調査結果報告件数	150	718
法第5条	調査命令発出件数	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	298	931
調査結果報告件数合計		688	4,068

2. 要措置区域等の指定・解除の推移

- 要措置区域等指定件数については **法改正後、増加**。
- 平成22年度以降、要措置区域等の指定件数累計は1,671件。
要措置区域：約2割
形質変更時要届出区域：約8割
- 区域指定されたのち、汚染の除去等の措置を行い、解除された区域の割合は、法改正後、減少。

<法改正前> <法改正後>
 指定区域 53.6% 要措置区域 49.6%
 形質変更時要届出区域 31.7%

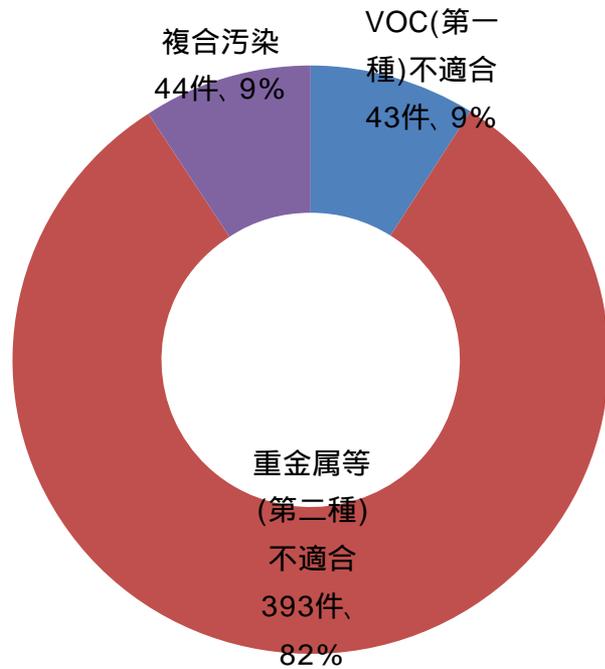


年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計	解除/指定割合
指定区域	指定	0	21	43	48	77	81	71	94					435	53.6%
	解除	0	4	22	24	34	49	41	59					233	
要措置区域	指定									45	80	72	73	270	49.6%
	解除									11	40	55	28	134	
	指定変更									1	5	3	2	11	
形質変更時 要届出区域	指定									230	370	394	407	1,401	31.7%
	解除									86	124	147	87	444	
	指定変更									5	0	2	1	8	
指定合計		0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	2,106	38.5%
解除合計		0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	811	

要措置区域の指定変更は要措置区域から形質変更時要届出区域に変更した件数、形質変更時要届出区域の指定変更はその逆を示す

3 . 区域指定に係る特定有害物質・区域における対策

- 平成25年度の区域指定は、**重金属等**による汚染が最も多く、**約8割**。
- 複合汚染による汚染は約1割。



要措置区域等で対策が行われた場合に、掘削除去が行われた割合はほぼ変化なし。

87.6% (H18) 83.1% (H22 ~ H25)

実施対策		指定区域等	要措置区域対策実施件数	形質変更時要届出区域対策実施件数	平成22~25年度累計	
直接採取によるリスク	舗装		9	44	53	
	立ち入り禁止		12	37	49	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	1	16	17	
		区域内土壌入換え	3	6	9	
	盛土		1	21	22	
地下水等の採取によるリスク	地下水の水質の測定		75	115	190	
	原位置封じ込め		4	5	9	
	遮水工封じ込め		3	1	4	
	地下水汚染の拡大の防止		6	10	16	
	遮断工封じ込め		0	0	0	
	不溶化	原位置不溶化		3	3	6
		不溶化埋戻し		4	8	12
土壌汚染の除去	掘削除去		237(79.5%)	861(84.2%)	1,098(83.1%)	
	原位置浄化		47	39	86	
その他			1	40	41	
回答事例数			298	1,023	1,321	

4 . 搬出時の汚染土壌の処理

- 要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合は、許可を受けた施設での処理が必要 (平成27年9月末時点で96施設。)。
- 平成25年には、法対象の汚染土壌179万tが処理施設において処理された。 (法対象外の土壌の一次処理量は256万t。法対象の汚染土壌とあわせると435万t。)



浄化等処理施設 (38施設)



セメント製造施設 (19施設)

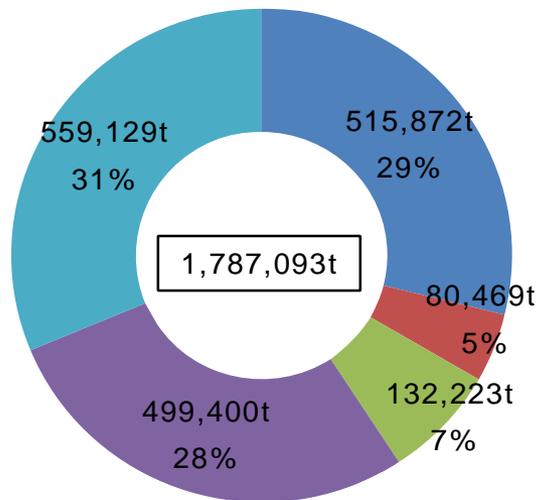


埋立処理施設 (35施設)

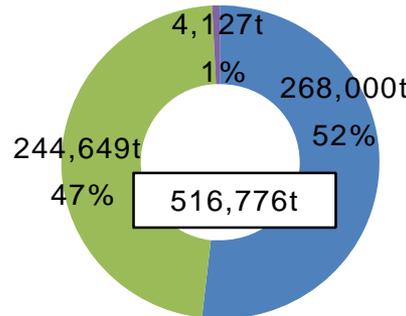


分別等処理施設 (36施設)

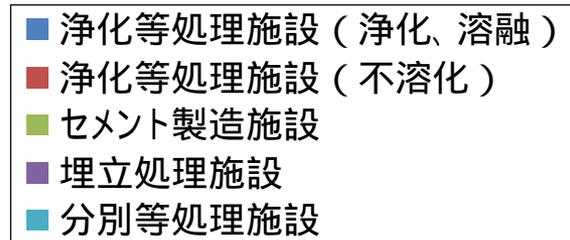
注 1つの事業所が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。



平成25年度 法対象の汚染土壌の一次処理



平成25年度 再処理



注1 平成26年度汚染土壌の処理等に関する検討調査業務報告書から抜粋。

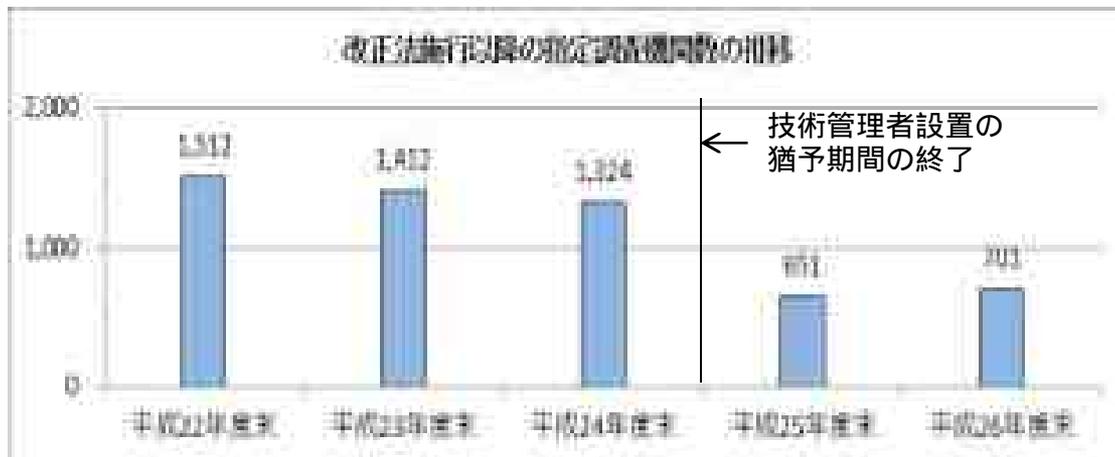
注2 平成24年度及び平成25年度における汚染土壌処理施設での処理実績量を集計。(アンケート回収率はそれぞれ82%、87%)

一次処理を行った汚染土壌のうち、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、許可申請書に記載した別の汚染土壌処理で再処理を行わなければならない。

5. 指定調査機関及び技術管理者の推移

- 指定調査機関における指定の更新制度の導入 (5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効)
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務の新設
(技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者、更新には5年ごとに講習の受講が必要)
- 指定調査機関の指定の基準の厳格化 (技術管理者の適正配置)
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務の新設等

指定調査機関数



技術管理者試験状況

実施年度	合格者数	合格率
平成22年度	1,055	19.0%
平成23年度	381	10.8%
平成24年度	311	10.2%
平成25年度	324	15.9%
平成26年度	105	7.8%
計	2,176	

6 . 土壤汚染対策に係る最近の動向

1 . 規制改革実施計画について(平成27年6月30日閣議決定)

国際制度比較調査の実施(平成27年度措置)

土壤汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。

形質変更時の届出要件の見直し(平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置)

工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

自然由来物質に係る規制の見直し(平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置)

自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

2 . 「日本再興戦略」改訂2015について(平成27年6月30日閣議決定)

自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築・再開発事業等におけるコスト削減を通じた都市の再生と国際競争力の重要性も考慮し、自然由来の汚染土壌の規制の在り方について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を全国的措置に反映させる。

7. 自然由来特例区域における認定調査の特例措置案の概要 (日本再興戦略対応)

自然由来特例区域は、区域指定時の当該土地の汚染状態が自然に由来すると認められた土地であるため、国家戦略特区内の自然由来特例区域⁽¹⁾においては、認定調査の方法について以下の特例措置を設ける。

認定調査とは、要措置区域等から搬出する土壌について、25種類全ての特定有害物質⁽²⁾の土壌溶出量基準及び含有量基準に適合することが確認された場合、例外的に法の規制対象外とできる調査であり、この場合汚染土壌処理施設での処理は不要となる。

- 自然由来特例区域で認定調査を行う場合の調査対象項目は区域指定対象物質とする(区域指定後に埋め戻し土・盛土として搬入された土壌(浄化等済土壌及び認定土壌を用いた盛土・埋め戻し土を除く。)は除く)。
- 認定調査時地歴調査において、自然由来特例区域に指定された後、特定有害物質による新たな汚染のおそれが確認された場合は、当該特定有害物質も調査対象とする。
- 区域指定後に掘削対象地に搬入された埋め戻し土・盛土(浄化等済土壌及び認定土壌を用いた盛土・埋め戻し土を除く。)については、現行通り、汚染のおそれに応じて全ての特定有害物質⁽²⁾の調査を行うものとする。

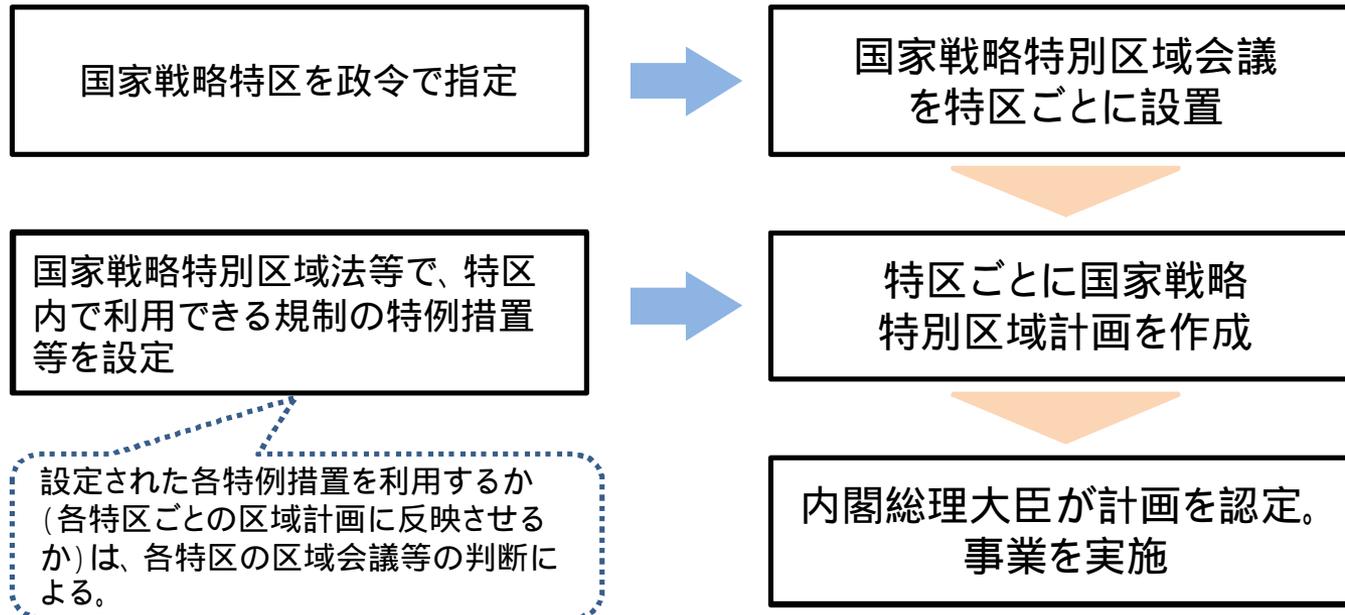
1 自然由来特例区域とは、形質変更時要届出区域であって、当該区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものをいう(施行規則第58条第4項第9号)。

2 第三種特定有害物質(PCB以外)の農薬については、地歴調査により、農薬等の使用がないことが確認できた場合は除く。

【参考】国家戦略特区について

国家戦略特区

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が指定する区域



国家戦略特区: 東京圏(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、神奈川県、千葉県成田市)、関西圏(大阪府、京都府、兵庫県)、新潟市、兵庫県養父市、福岡市、沖縄県、秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県